

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 六
- 保安林の指定をする予定である件 六
- 保安林の指定を解除する予定である件 六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 六
- 土地収用法により事業の認定をした件 九
- 道路の供用を開始する件 一〇
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 二〇
- 福島県人事委員会 二〇
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 二〇

## 告 示

### 福島県告示第百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年二月二十二日から同年三月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マルトSC草野店 福島県いわき市平下神谷仲田一二〇番ほか
  - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
 意見なし。

### 福島県告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十一年二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 相馬市柏崎字東柏崎三五から四一まで、四二の一、四三の一、四四の一、四五から四七まで、四八の一、四八の二、四九の一、五〇の一、五〇の二、五一、五二
  - 二 指定の目的  
 潮害の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 福島県知事 内堀雅雄

### 福島県告示第百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
 いわき市小浜町台一六六の二から一六六の四まで
  - 二 保安林として指定された目的  
 潮害の防備
  - 三 解除の理由  
 道路用地とするため
- （森林保全課）

### 福島県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

（商業まちづくり課）

三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年二月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 小林雪子 成田ミキ 石川清水 本田覚次郎 佐藤ハル 佐藤孝徳 遠藤芳男 山浦清治 山家洋一 山家ヨシミ 城戸松太郎 佐藤清次郎 山浦政文 本田忠吉 鈴木茂 本田勇 本田四郎吉 渡部九平 福島石造 吉川吉太郎 遠藤徳太 遠藤久吉 小山寅松 山浦林太郎 川原田常太郎 沢川ヨイ 福島長次 渡部宇三郎 山浦長治 沢川吉太郎 松田久馬 尾崎林太郎 遠藤久意 遠藤源吉 山家勝三郎 川原田福次郎 星勸次 尾崎亀太郎 星巨次郎 遠藤銀松 遠藤長作 山浦寅次郎 遠藤興三郎 町田勝寿 山浦重吉 山浦鉄三郎 沢川忠三郎 渡部九平 渡部善三郎 山浦清四郎 渡部鶴太 菅井善太郎 本田清壽 小山辰次郎 福島善十郎 本田市太 福島又造 福島石造 渡部林三郎 沢川吉松 松田兵馬 星新太郎 山浦留四郎 渡部定吉 山浦宇傳次 松本文六 渡部長一 山浦寅吉 川原田常太郎 星直四郎 星勝太郎 遠藤水治 遠藤重太 町田勝寛 沢川忠八 山浦清作 山浦清次郎 山浦吉之助 福島善八 渡部勝義 本田熊吉 菅井與五郎 星吉五郎 山浦政文 渡部幸作 福島又吉

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十一年福島県告示第十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成三十一年二月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 起業者の名称

天栄村

二 事業の種類

（仮称）てんえいふるさと公園整備事業  
取用又は使用の別を明らかにした起業地  
取用の部分 福島県岩瀬郡天栄村大字大里字笹久保、字天房及び字八石地内  
使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

（仮称）てんえいふるさと公園整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条に掲げる地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に係る事業に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第五次天栄村総合計画」に基づき、本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思及び能力があるものと認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

（一）得られる公共の利益  
天栄村（以下「当村」という。）では、基幹産業である農業及び観光業を振興するため、中通りと会津地方を結ぶ国道二百九十四号沿いに「道の駅季の里天栄」（以下「道の駅」という。）及び「天栄ふるさと文化伝承館」（以下「伝承館」という。）を整備し、農業所得の確保や観光入込客数の増加に取り組んでいる。

道の駅は、オープン以来、新鮮で美味しい農林産物の販売に努めており、来客数は年々増加し、平成二十九年度には、十一万八千八百四十一人となっている。伝承館は、当村の歴史、民族等に関する資料の収蔵・展示と、農村地域の歴史や文化を学習する施設として、平成十年四月一日にオープンし、平成二十九年度の来館者数は、千三百十四人となっている。

しかしながら、道の駅については、観光シーズンになると、週末や祝日には駐車場が満車となるため、本来道の駅を訪れるはずであった利用客が利用できず、それに伴い、販売できていたはずの農林産物の販売機会も損失している。

また、売り場面積が限られているため、農林産物の販売量が頭打ちとなっており、農林産物の販売機会を損失している状況にある。

このため、農業所得が減少し、東部地区の基幹産業である農業が衰退していることから、農業者からは、道の駅の規模拡大を求められている。

一方、観光入込客数については、年間四十五万人前後で推移してきたが、平成二十三年の東日本大震災の発生により、年間三十万人前後にまで減少している。当村は、来客数が年々増加している道の駅を活用し、観光入込客の増加を図ることを目的として、道の駅での集客イベントを開催しているものの、敷地が狭い

ため、小規模なイベントしか実施できていない。

また、伝承館と道の駅との間には、荒廃した森林が広がり、道の駅からは、伝承館の外観すら見えず、アクセスも車道一本しかないため、足を運ぼうとする利用者は少ないままである。

このため、観光入込客の増加には至っておらず、西部地区の基幹産業である観光業は、厳しい経営状態が続いている。

このような状況の中、本件事業の施行によって、道の駅の駐車場、売り場面積等が拡大されることで、来客数の増加に伴う農林産物の販売機会の増加が見込まれ、東部地区の基幹産業である農業の振興が期待できる。

また、道の駅周辺の荒廃した山林を、新設する芝生広場と相まった美しい農村景観として整備するとともに、歴史、文化、自然環境等を活かした新たな体験観光プログラムを開発することで、観光入込客数が増加し、西部地区の基幹産業である観光業の振興が期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業施行時においては、低騒音型・排出ガス対策型建設機械を使用し、騒音及び排出ガスを抑制する対策を講ずることとしており、自然環境に対する影響は、軽微なものであると考えられる。

また、本件事業計画地における希少野生動植物について、福島県野生動植物の保護に関する条例（平成十六年条例第二十三号）第三条、第四条及び第五条の規定に基づき、「ふくしまレッドリスト」に掲載された希少野生動植物の生息・生育情報について、平成三十年一月に、福島県生活環境部自然保護課に希少種の生息地であるかを確認したところ、該当しない地域である旨回答を得た。

さらに、平成二十九年六月に、天栄村教育委員会からは、本件事業計画地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられないことを確認した。

その他、本件事業計画地の一部は農地であるが、道路、水路等により他の農地とは隔てられている一団の農地を全て買収するものであり、本事業による用地買収により、農地利用集積、農地の集団化及び農作業の効率化に支障を及ぼすおそれはない。

(三) 事業計画の合理性

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。当村は、平成二十八年三月に「天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、平成二十九年三月に「第五次天栄村総合計画」を策定した。これらには、①「道の駅季の里天栄」の機能拡充、②森林の有する多面的機能の保全等による農林業の振興、③自然環境や歴史文化等の地域資源を活かした体験観光プログラムの開

発、④道の駅を拠点とした交流機会の創出による観光の振興を掲げている。

そして、これらを実現するために、本件事業を実施するものである。また、本件事業における起業地の選定については、道の駅の周辺エリアから二箇所比較検討した。

その結果、土地の利便性、環境条件、道の駅等との一体性などを勘案すると、本件起業地が最も合理的と認められる。

4 法第二十号第四号の要件への適合性

（一）事業を早期に施行する必要性  
当村では、道の駅の駐車台数が少なく、売り場面積が限られていることにより、道の駅での農林産物の販売利益を損失している。

このため、農業所得が減少し、東部地区の基幹産業である農業が衰退しているため、農業者からは、道の駅の規模拡大を求められている。

また、観光入込客数については、年間四十五万人前後で推移してきたが、平成二十三年の東日本大震災の発生により、年間三十万人前後にまで減少しており、その後、観光入込客数の増加に転じることができない状況にある。

このため、西部地区の基幹産業である観光業は、厳しい経営状態が続いている。よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別の収用としたことについても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十号各号の要件を全て充足すると判断される。起業地を表示する図面の長期縦覧の場所  
天栄村産業課

（土木総務課用地室）

福島県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十一年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十一年二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき上三坂小野線	いわき市内郷綴町堀坂二番七地 先から 同 市内郷綴町堀坂二番二地	平成三十二年二月二日

先まで

(道路計画課)

福島県告示第百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十一年二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称

郡山市

二 都市計画事業の種類及び名称

県中都市計画道路事業 三・三・百六十三号 笹川大善寺線

三・四・百一十一号 東部幹線

三 事業認可の年月日

平成八年三月五日

四 事業施行期間

(変更前) 平成八年三月五日から平成三十一年三月三十一日まで

(変更後) 平成八年三月五日から平成三十六年三月三十一日まで

五 事業地

取用の部分 平成二十六年二月二十五日福島県告示第九十四号の事業地のうち安積町笹川一丁目及び笹川二丁目の各一部の区域内において事業地を変更し、

田村町徳定字上川原を除く。

使用の部分 平成二十六年二月二十五日福島県告示第九十四号の事業地のうち安積町笹川一丁目及び笹川二丁目並びに田村町徳定字上川原の各一部の区域内において事業地を変更する。

(まちづくり推進課)

福島県告示第百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十一年二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称

須賀川市

二 都市計画事業の種類及び名称

県中都市計画道路事業 三・四・二百三十三号 関下一里垣線

三 事業認可の年月日

平成二十六年一月七日

四 事業施行期間

(変更前) 平成二十六年一月七日から平成三十一年三月三十一日まで

(変更後) 平成二十六年一月七日から平成三十三年三月三十一日まで

五 事業地

取用の部分 変更なし

使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県人事委員会

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十二日

福島県人事委員会

委員長 笠間善裕

福島県人事委員会規則第二号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 「一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構

を「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」を「一般財

団法人ふくしま医療機器産業推進機構」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の規定は、平成三十一年一月一日から適用する。

(総務審査課)